

振動規制法施行規則別表第二の備考の
1及び備考の2の規定により知事が定め
る区域の区分等

（昭和五十一年十二月二十六日）
奈良県告示第五百十三号

振動規制法施行規則（昭和五十一年総理府令第五十八号）別表第二の備考の1及び備考の2の規定により知事が定める区域の区分及び時間の区分を次のとおり定め、昭和五十三年四月一日から適用する。

一 区域の区分

第一種区域	昭和五十一年十二月奈良県告示第五百十一号で指定した第一種区域
第二種区域	昭和五十一年十二月奈良県告示第五百十一号で指定した第二種区域

二 時間の区分

昼間	昭和五十一年十二月奈良県告示第五百十一号で指定した昼間の時間
夜間	昭和五十一年十二月奈良県告示第五百十一号で指定した夜間の時間